

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	2 6 6 号	下益城郡松橋町大字曲野字中村 1244 番 4 地先から 同 所 同 字 1070 番 地先まで	9.2	美化側溝
一般県道	小 川 停車場線	下益城郡小川町大字河江字八の 坪 96 番 6 地先から 同 所 同 字 99 番 4 地先まで	80.0	単 交 安

2 供用開始する期日 平成 15 年 3 月 26 日

熊本県告示第 323 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 3 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	宮原五木線	八代郡東陽村大字河俣字黒原 3885 番 1 地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	17.0	緊 道 整
一般県道	河内矢部線	阿蘇郡蘇陽町大字柏字香匂迫 585 番 地先から 同 所 同 字 574 番 地先まで	80.0	単 道 改

2 供用開始する期日 平成 15 年 3 月 28 日

熊本県告示第 324 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
たまきな荘短期入所事業所 玉名市玉名 2194 番地	社会福祉法人 玉医会 玉名市玉名 2194 番地 前田 利爲	平成 15 年 3 月 18 日	43000300046132	児童短期入所
国立療養所菊池病院短期入所事業所 菊池郡合志町大字福原 208 番地	国立療養所 菊池病院 菊池郡合志町大字福原 208 番地 弟子丸 元紀	平成 15 年 3 月 18 日	43000300044137	児童短期入所